

ホール等施設の利用料

(別表第1)

利 用 区 分			利 用 料						
			午 前	午 後	夜 間	昼 間	昼 夜	全 日	超過時間
			午前9時 から 正 午 まで	午後1時 から 午後5時 まで	午後6時 から 午後10時 まで	午前9時 から 午後5時 まで	午後1時 から 午後10時 まで	午前9時 から 午後10時 まで	1時間 につき
ホ ー ル	入 場 料 を 徴 収 し な い	平 日	円 14,000	円 22,000	円 27,000	円 36,000	円 49,000	円 64,000	円 6,000
		土曜日							
		日曜日 休日	16,000	26,000	30,000	42,000	57,000	73,000	7,000
	1,000円以下の 入 場 料 を 徴 収	平 日	18,000	29,000	36,000	47,000	66,000	84,000	8,000
		土曜日							
		日曜日 休日	21,000	35,000	40,000	57,000	76,000	97,000	9,000
	1,000円を超え 3,000円以下の 入 場 料 を 徴 収	平 日	24,000	38,000	47,000	63,000	86,000	111,000	10,000
		土曜日							
		日曜日 休日	27,000	45,000	53,000	73,000	98,000	126,000	12,000
	3,000円を超え る入場料を徴収	平 日	28,000	45,000	56,000	74,000	102,000	130,000	13,000
		土曜日							
		日曜日 休日	32,000	54,000	62,000	86,000	116,000	148,000	15,000
楽 屋 1		1,000	1,600	2,000	2,600	3,600	4,600	400	
楽 屋 2		800	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600	300	
楽 屋 3		600	1,000	1,200	1,600	2,200	2,800	200	
リ ハ ー サ ル 室		3,000	5,100	6,100	8,100	11,200	14,200	1,500	
練習室1及び2(各室)		1,000	1,600	2,000	2,600	3,600	4,600	400	
ホ ワ イ エ (ホール利用時は除く)		午前9時から午後10時まで						10,200円	

(備 考)

1. 「平日」とは、月曜日から金曜日(2に規定する休日を除く。)をいう。
2. 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
3. 「入場料」とは入場料、会費、会場整理費その他名称を問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
4. 入場料の額に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料として、この表を適用する。
5. ホールを入場料を徴収しないで営利または営業のために利用する利用料額は、この表の入場料を徴収しないで利用する場合の区分に従い、当該区分に定める額の100分の160に相当する額とする。
6. ホールを専ら練習または準備のために利用する場合の利用料額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額(5に該当する場合にあっては、5において算出された額)の100分の60に相当する額とする。
7. 5及び6において算出された額に100円未満の端数があるときは、切り捨てる。

ホール等の附属設備（備品）の利用料

（別表第2）

品名	単 位	利 用 料
びょうぶ	1双	1,500円
大太鼓	1台	500
めくり台	1台	100
緋もうせん	1枚	300
上敷ござ	1枚	300
地がすり	1枚	1,500
雪かご	1台	200
紗幕	1枚	2,000
定式幕	1枚	2,000
音響反射板	1式	5,000
オーケストラピット	1式	5,000
平台（足含む）	1台	200
所作台	1式	8,000
花道所作台（鳥屋囲い含む）	1式	2,000
松羽目・竹羽目	1式	2,500
指揮者台（譜面台含む）	1台	200
楽員用譜面台	1台	50
コントラバス椅子	1脚	50
演台（花台、司会者台含む）	1式	700
看板	1式	700
国旗・県旗・市旗	1枚	100
Aセット（使用量 80kw まで）	1式	12,000
Bセット（使用量 160kw まで）	1式	24,000
Cセット（使用量 240kw まで）	1式	36,000
Dセット（使用量 240kw 以上）	1式	48,000
ハ口ゲンスポットライト（500W）	1台	250
ハ口ゲンスポットライト（1kW）	1台	300
カッタースポットライト	1台	300
センタースポットライト	1台	3,000
効果用マシン	1台	700
ミラーボール	1台	700
先玉	1台	200
舞台フットライト	1列	600
マイク口ホン	1台	600
3点吊マイク装置	1基	1,000
ワイヤレスマイク口ホン	1台	1,000
マイクエレベーター	1式	800
マイクスタンド	1台	200
固定スピーカ-	1式	1,300
移動型スピーカ-	1式	1,000

品名	単 位	利 用 料
音響設備	拡声装置（アンプ）	1台 3,000
	カセット・CD・MD・DVD プレーヤー	各1台 500
楽 器	ピアノ（スタインウェイD）	1台 10,000
	ピアノ（ヤマハCF-）	1台 5,000
	ピアノ（アップライト）	1台 1,000
映写設備	35ミリ映写機	1式 5,000
	16ミリ映写機	1式 2,000
	スライド映写機	1式 800
	プロジェクター	1台 500
	映写スクリーン（大ホール）	1台 1,000
そ の 他	テレビ録画中継設備	1式 10,000
	ラジオ録音中継設備	1式 5,000

（備考）

- 「利用」とは、リハーサル及び本番についてのものである。（準備中は除く）
- 利用料額は、利用1回（午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、または午後6時から午後10時まで）についてのものである。

電気器具の持ち込みをして電力を利用する場合の利用料

（別表第3）

区 分	利 用 料
電気器具の定格消費電力の合計が1キロワットまでごとに	100円

（備考）

- 利用料は、利用1回（午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、または午後6時から午後10時まで）についてのものである。

冷房・暖房の利用料

（別表第4）

施設名	午 前		午 後		夜 間		昼 間		昼 夜		全 日		超過時間 1時間につき
	午前9時から 正午	午後1時から 午後5時	午後6時から 午後10時	午前9時から 午後5時	午後1時から 午後10時	午前9時から 午後10時	午前9時から 午後5時	午後1時から 午後10時	午前9時から 午後10時	午後1時から 午後10時	午前9時から 午後10時		
大 ホ ー ル	15,000円	20,000円	20,000円	35,000円	40,000円	55,000円						5,000円	
楽 屋 1	600	800	800	1,400	1,600	2,200						200	
楽 屋 2	600	800	800	1,400	1,600	2,200						200	
楽 屋 3	600	800	800	1,400	1,600	2,200						200	
リ ハ ー サ ル 室	3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000						1,000	
練 習 室 1	600	800	800	1,400	1,600	2,200						200	
練 習 室 2	600	800	800	1,400	1,600	2,200						200	